

嘉手納町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 9 月
嘉手納町通学路安全推進会議

1, プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「嘉手納町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2, 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・ 嘉手納警察署交通課
- ・ 自治会会長（自治会長代表）
→自治会長会へ投げかけ各小学校区の自治会長が参加するように要請
- ・ 嘉手納町PTA連合会会長
→各小学校区の代表一人が参加（PTA会長、生活指導部長等）
- ・ 嘉手納町都市建設課
- ・ 各小学校教頭
- ・ 必要に応じ中部土木事務所が参加（県道、国道が検討箇所になった場合）

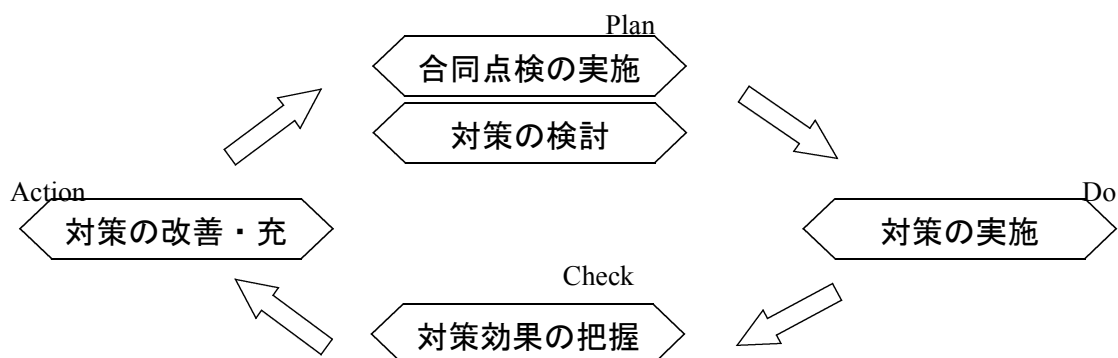
3, 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



	4月 ～5月	6月	7月	8月	9月 ～10月	11月 ～1月	2月
学 校	保護者により通学路危険箇所の聞き取りを行う	学校関係者にて保護者よりあがった危険箇所の現地確認を行う。	危険箇所の報告を教育委員会に行う。	必要に応じ、関係機関より危険箇所の説明へ対応する	嘉手納町通学路安全推進会議構成メンバーによる合同点検及び点検後の対策会議		
教育委員会			各関係機関と調整し対応する部署へ危険箇所の報告を行う。	学校からの報告を受ける			
関係機関			事前に危険箇所の確認を行う。	対応策や対応年度または、指導やアドバイスを踏まえ機関内で調整しておく			
				八日程上旬～中旬で日程調整	八月に行われた合同点検をもとに、各機関にて内部調整を行い対応または予算処置により、今年度対応可能なのか・次年度対応なのか他機関へ依頼するのか対応を検討する。	対応期間、または予算処理中	
							今年度危険箇所要望を教育委員会にて再点検を行い、再度各機関へ報告し、次年度の合同点検過報告も踏まえ進捗の確認を行う。広報・ホームページ等を利用して点検内容情報を報告する。

(2) 定期的な合同点検

① 合同点検後の実施時期等

- ・原則として町内小学校区通学路合同点検を毎年1回実施します。
- ・原則として実施時期は夏期（夏期休業中）に行いますが、各学校の通学路の安全状況により登校時間や下校時間に行うこともあります。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

（毎年各小学校で実施している保護者下校時安全点検等のとりまとめ資料も参考にする。）

②合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います

(3) 対策の検討

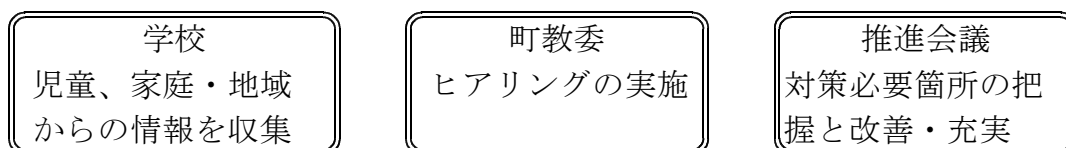
- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ① 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等については、学校ヒアリングを通し確認していく。



4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び『対策箇所図』を作成し、公表します。